

## 広告付案内板設置に係る仕様書

### 1 設置場所及び面積（設置台数）

別紙貸付物件一覧のとおり

### 2 広告付案内板設置に係る事業内容等

#### (1) 事業内容

阿久比町全図による公共施設等及び民間企業等の広告を掲載した広告付案内板（以下「広告付案内板」という。）を、広告付案内板設置事業者（以下「設置事業者」という。）が広告付案内板を作成の上、設置するもの。

設置事業者は、広告付案内板上に所在する民間企業等から広告主を募集し、広告付案内板上に広告を掲載することができる。

#### (2) 貸付期間

令和9年2月1日から令和14年1月31日まで（5年間）

#### (3) 許可等の形態と期間

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとし、貸付期間は5年間とする。

### 3 広告付案内板の設置条件

#### (1) 仕様

##### ア 広告付案内板本体の仕様

- ① 阿久比町役場庁舎設置分についての規格は、幅170cm×奥行120cm×高さ210cm以内程度とする。
- ② 阿久比スポーツ村交流センター設置分については、施設案内図（施設1階及び2階のフロア図と、スポーツ村全体図を掲載）を設けること。規格は、幅250cm×奥行120cm×高さ210cm以内程度とし、広告付案内板と一体型とする。
- ③ 調光器により明るさの調節が可能なLED内照式とする。
- ④ 本体の転倒等にて来庁者に危険が及ばないよう転倒防止対策を施す。
- ⑤ パンフレットラックを設ける。
- ⑥ 本体の形状は、可動式とする。

##### イ 地図枠の仕様

- ① 地図は「阿久比町全域図」、「阿久比町役場周辺図」とする。
- ② 国土地理院の地図をベースに作成する。
- ③ 公共施設等本町が指定する地点を分かりやすく表示し、当該施設の新設、変更等があった場合は、速やかに変更を行う。
- ④ 色覚障害者に配慮した配色等であるバリアフリーデザインとする。
- ⑤ 周囲と調和のとれた色合いにする。
- ⑥ 地図上に広告主の表示を行うことができる。

##### ウ 広告枠の仕様

- ① 地図上に広告主の表示を行う場合は、広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう座標表示、番号等で一致させる。
- ② 本体内に収まる大きさと作成し、一枠が極端に大きくならないようにする。

#### エ その他

- ① 携帯電話によるQRコードの読み取り等により、モバイルサイトとの連携が可能なものとする。
- ② モバイルサイトには公共施設案内等を表示するものとし、本町が提供する内容に従い、広告代理店においてサイトを作成すること。
- ③ パンフレットラックには、広告主のパンフレット等を入れることができる。

#### (2) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 貸付料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- ② 広告付案内板を設置する権利を第三者に譲渡又は転借しないこと。
- ③ 広告主及び掲載する広告の内容については、阿久比町広告掲載要綱に適合するものとする。

#### (3) 維持管理

- ① 電照時間は、タイマー等により自動制御できるものとし、開庁（開所）時間を稼働時間とする。
- ② 破損・汚損や公共施設、フロア等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスを都度行うこと。また、1年に1回以上は地図全体の張替えを行うこと。
- ③ 設置にあたり、周囲を十分に確認した上で、安全に設置すること。
- ④ 故障及び広告内容への問い合わせ並びに苦情に備え、広告付案内板に故障時等の連絡先を明記するとともに、設置事業者の責任において対応すること。
- ⑤ 「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、阿久比町が推奨するものではありません。」等の表示を案内板前面の見やすい箇所に表示すること。

### 4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

### 5 光熱費

設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により算定した額を貸付料とは別に徴収する。ただし、計量器で算定を行わない場合は、別途協議するものとする。

### 6 費用負担

広告付案内板の設置及び撤去に要する工事費、維持管理及び計量器の設置等に要する費用はすべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費も含む。）とする。

### 7 使用許可の取消及び変更

町が使用許可した物件を公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は行政財産建物（土地）有償貸付契約の条件に違反する行為があったと認めるときは、行政財産建物（土地）有償貸付契約の全部若しくは一部を解約し、

又は変更することができるものとする。

## 8 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を阿久比町に請求することはできない。

## 9 汚損又は毀損

- (1) 阿久比町の責に帰することが明らかな場合を除き、阿久比町はその責を負わない。
- (2) 設置者は広告付案内板が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

## 10 関係要綱等

阿久比町広告掲載要綱、阿久比町広告付案内板取扱要領、阿久比町広告付案内板の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱、阿久比町広告付案内板設置に関する事後審査型制限付一般競争入札取扱要領を遵守すること。

## 11 その他

- (1) 設置事業者は、本町と協議の上、速やかに設置までのスケジュール及び広告付案内板の作成案を町に提出の上、町の承認を受けてください
- (2) 申込等の手続き及び履行に要する一切の費用は、設置事業者の負担とします。また、提出された申請書類等については、入札結果にかかわらず返還しませんのでご了承ください。
- (3) 貸付期間において、施設の閉庁日（休場日）及び開庁時間（開場時間）が変更となった場合においても、貸付料は変更しません。
- (4) 本仕様書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令、阿久比町条例及び規則等の関係法令に定めるところによります。

(別紙) 貸付物件一覧

| 物件<br>番号 | 財産名称                          | 所在地                                                                               | 設置場所                                                | 設置図<br>写真番号                                                                       | 貸付<br>区分 | 外形寸法の上限<br>(幅×奥行き)(cm)                                           | 貸付<br>面積                                             | 台数                      | 最低貸付料<br>(5年間) | 特記事項                |
|----------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------|----------------|---------------------|
| 1        | 阿久比町役場、<br>阿久比スポーツ<br>村交流センター | (阿久比町役場)<br>阿久比町大字卯坂<br>字殿越50<br><br>(阿久比スポーツ<br>村交流センター)<br>阿久比町大字卯坂<br>字浅間裏3番地2 | 阿久比町役場庁<br>舎1階ロビー、<br>阿久比スポーツ<br>村交流センター<br>1階玄関ホール | (阿久比町<br>役場)<br>図1<br>写真①、②<br><br>(阿久比ス<br>ポーツ村<br>交 流 セ ン<br>ター)<br>図2<br>写真③、④ | 敷地       | (阿久比町役場)<br>170×120 程度<br><br>(阿久比スポーツ村<br>交流センター)<br>250×120 程度 | 計<br>6.0 m <sup>2</sup><br>(各3.0<br>m <sup>2</sup> ) | 2台<br>(各施設<br>1台ず<br>つ) | 363,600 円      | 敷地にコ<br>ンセント<br>有り。 |

- ※ 広告付案内板の設置台数は、貸付物件1施設に対して1台とします。
- ※ 貸付面積について、1 m<sup>2</sup>未満の端数は1 m<sup>2</sup>とします。
- ※ 広告付案内板の機種によっては、設置や通行等に支障がある場合も考えられます。事前に現地設置場所の確認をお願いします。
- ※ 設置場所の詳細は別途概要書の設置図及び現地写真を参照してください。
- ※ 施設の概要については、別紙広告付案内板を設置する施設の概要を参照してください。